

第二十二回国会 衆議院 商工委員会 議録 第四十一号

昭和三十年七月十三日(水曜日)

午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 田中 角榮君

理事 新八君 理事 長谷川四郎君

理事 山手 満男君 理事 内田 常雄君

理事 前田 正男君 理事 中崎 敏君

阿佐美廣治君 小笠 公昭君

菅野和太郎君 笹本 一雄君

椎名悦三郎君 野田 武夫君

森山 欽司君 加藤 精三君

鹿野 彦吉君 小平 久雄君

堀川 恭平君 南 好雄君

片島 港君 櫻井 奎夫君

田中 武夫君 田中 稔男君

帆足 計君 八木 昇君

伊藤卯四郎君 菊地養之輔君

佐々木良作君 田中 利勝君

松平 忠久君

出席國務大臣

通商産業大臣 石橋 湛山君

出席政府委員

通商産業事務官 岩武 照彦君

(大臣官房長)

通商産業事務官 大堀 弘君

(通商局長)

通商産業事務官 永山 時雄君

官職局長

中小企業庁長官 記内 角一君

委員外の出席者

専門員 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

専門員 田地与四松君

専門員 菅田清治郎君

七月十三日

委員加藤清二君、多賀谷眞徳君及び松平忠久君辞任につき、その補欠として田中稔男君、佐々木三君及び松平七郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

輸出入取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三一号)

繊維製品品質表示法案(内閣提出第一三七号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

前会に引き続き繊維製品品質表示法案を議題となし質疑を続行いたします。質疑は通告順にこれを許します。中崎敏君。

○中崎委員 大分質疑も進められておるようであり、きわめて簡単に焦点を集めて質問をしてみたいと思っておりますが、まず何と申しまして、これを実施するために、必要な検査に關することは相当重要な問題であると考えておるのであります。現在輸出の場合においては検査が実施されておるようであり、それととも種類、範囲等のために検査機構が十分に整っているのかどうか。ことにこれが国内全般に關するところの問題を取り上げて検査するということになり、また、たといこれが任意のものでも、相当広範な範囲にわたってその検査の必要が起つてくるわけでございますが、これに對すると

ころの手数料にいたしましたし、十分に確保ができるものであるかどうか。またその機構等も民間の機関にゆだねられるというところが大部分にゆだねられておるが、果してそうしたような機構にゆだねられて十分に目的が達し得られるかどうか。政府の側において基本的な検査機構確立の上において必要な機構を整備されて、そうした場合によれば予算の措置なんかを新たにとられて、嚴重なるところの監視といえますか、指導といえますか、それに必要なところの措置を強力に構じられなければならないと、この点に考えておるのであります。この点について一体どういうふうな考えておられるかお聞きしたいのであります。

○永山政府委員 検査の關係についての御質問でございますが、御承知のように現在の制度の行き方は、さしずめは任意表示、任意検査ということで出發をいたしますので、従つて直接直ちに國の検査機関にそれほどの負担はかかって来ないのでございますが、ただ一方におきましては、できるだけ民間におきまして任意検査を自発的に励行さして、この制度の目的を達したいというふうな考えておるのであります。

従つて民間の検査機構をできるだけ充実する方向に行政指導をして参りたい、かように考えております。現在輸出品關係でも、全国で約四百六十箇所も三十三カ所ほどございまして、その他に民間の検査機構というものも有力な会社はそれぞれ持っております。それからまた組合その他の検査機構も、この表示制度の施行の機運が熟してくるに従ひまして、漸次みずからの手で持とうという動きが高まっております。すでに現状におきましても、綿糸布約八割程度が自発的に検査を受けておるというふうな状況でございます。多少毛織の關係やなんかは、多まらぬが、たゞいま申し上げたような現在の機構、それから新しく出て参ります検査機構、そういうものの運用によつてさしずめのところはやつていけるという大體の見通しを持っておるのでございませう。

○中崎委員 この法案の目的であるところ、品質を表示することにより、消費者に正しい判断を与えることによつて消費者を保護しようという趣旨であります。一方におきまして、この検査に名をかりてこれが乱用されるというふうな問題がある。一面においては詐欺的な行為であるという判断さえもされるおそれがあるというふうなことになるのであります。この検査の運用いかんによつては、政府の方で考えておったよりも相反の方向に行く。言いかえれば、検査がしてあるから大衆は安心して買ふ、買つてみたらその検査がいかげんなもので、そうして実際は大衆を裏切つたというふうなことになる、きわめて悲しむべき結果になると思つて

であります。そこで検査については万全を期していくべきものと思つておりますが、これを単なる民間機構にまかすと、ことに国内で相当広範にわたつてやるといふことになり、輸出に對するよりも趣きが違つて、相当検査がずさんになり、検査に名をかりて逆に大衆を欺瞞するという結果になるので、この点をいかに防ぐところの用意があるのか、それを一つお聞きしたいと思つておられます。

○永山政府委員 まことにごもっともなお話でございます。検査というものが非常に放任に流れますと、弊害が顕著に出て参りますので、この点はわれわれも十分注意をしておきたい、かように考えておりますが、現在におきましても、おおむね公共的な検査機構というものは社団法人、公益法人という形で行われておるのでございまして、従つてそれに対する監督というものでございまして、業務の上の監督、あるいは検査の上の監督、そういうふうなものも不断に行つておられますが、なおこの法律が実施されました場合に、特に強制検査がかりに発動されるというふうな場合には、この法文中にもございまして、嚴重な監督をそれぞれする。抜き取り検査その他によりまして、國の検査機関が民間の検査機関を監督をいたしまして、不都合なことがあつたらば取り消し処分その他によつて処置をするということができるような制度に持つて参りたいと思つておられます。

○中崎委員 検査が任意的のものであると、あるいは強制的なものであると、いずれにしても一応検査は合格だといってスタンブを押しして、そうして一般大衆に流れるからには、何らそこに変りはないわけでありませぬ。大衆はそれを信用して、これならもう大丈夫だと安心して無条件で買っていくということになるのだから、従って政府の方としては、そのいずれを問わず、検査の場合においては今後十分の機能を發揮して、一面監督を強化し一面指導を適正化するというのが必要だと思ふのです。そこでまず政府のそうした態勢を今後整えるべき必要があると同時に、今の公益法人というのですか、検査協会なんか検査機関があるようでありませぬが、そういうふうなものについても、さらに政府側において協力して、極力その内容の充実と検査の上の公正を期するような態勢をもつて進まれる必要があると思ふのでありますが、この点についての政府の側の腹がまえを一つ聞いておきたいのであります。

○永山政府委員 われわれもお説には全然同感でございます。万全の努力を重ねていきたい、かように考えております。

○中崎委員 次に品質の内容に関する問題なんでしょう。たとえば落綿とか反毛とかいふのは、きのうも質問があったようでありませぬが、その純分から言へば、たとえ落綿の場合においては全部純綿であり、反毛の場合においても純毛であるはずなんでしょうけれども、実際に使ってみると非常に弱い。これはほんとうに毛製品だと思つて買つてきて、ちよつとはいたら半

日もたぬうちに破れていたという類のもの非常に多いのであります。そして、ただ単に毛のパークンテージが多いから、あるいは綿のパークンテージが多いからというところで品質が決定づけられるものではない。そこでむしろ大衆に対する品質の確保といひますか、いいものであるということとを正しく知らすために、単なる成分だけではなしに、たとえば強度、あるいは張力といひますか、そういう類のもの一つの要素となつて、少くも持つたものでなくてはならぬというよ

うなもの、あわせて規格の中に取り上げられないと意味をなさないと思ふのであります。一体これを、どういふふうに考えておられるのか、聞きたいのであります。

○永山政府委員 お説まことにございともでございますが、表示の完璧を期して参りますためには、単に組成が毛だけでできているか、あるいは混紡物でできているか。あるいは今お話のように、毛の中でも丈夫な新毛でできているか、あるいは反毛でできているか、あるいは洗たくに耐え得るものか、あるいは日光に耐え得るものか、あるいは日光に耐え得るものかというような問題とか、あるいは防水だとか防縮だとか、いろいろな表示を要する問題が多いのでございませぬが、ただ一べんにそこまで達するということは現状においては困難でございます。従つてまずさしずめの問題といたしましては、何といつても第一に關心を持ちますものは、毛製品の場

合には、純毛であるか、あるいはスフが入つてゐるか。綿製品について

は、純綿であるか、あるいは混紡物であるかという点でございます。さしずめそれについて実行して参りまして、逐次たゞいまのお話のような強度の問題、あるいは染色の問題その他の問題に及ぼして参りたい、かように考えております。

○中崎委員 私はそういう中途半端な不徹底なことによつて、かえつて逆な効果を来たすおそれが多分にあると思ふ。言いかえれば功罪半ばするというふうにさえ考えられるのであります。これは一応試験的といひますか、過渡的にやつて漸次最終の目的に持つていくように進んでいくという政府の考え方を一応認めておきたいと思ひます。この程度で私の質問を終わります。

○田中委員 ちよつと速記を中止して。

〔速記中止〕

○田中委員 速記を始めて。

○田中委員長 次に前会に引き続き輸出取引法の一部を改正する法律案を議題となし質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許します。帆足計君。

○岩武政府委員 詳しくは通商局の担当者から御返事いたします。が、お尋ねの点に對しましては、その旨を特に規定した条項はないようでございます。行政上の運用の問題として取り扱つておるわけでありませぬ。

○帆足委員 たとえば今度大豆の取扱の商社を、過去の実績あるものに限るというふうな意味で商社を指定いたしました。これは一体どういふ法律に基くものでございませぬか。それに賛成とか不賛成とかいふわけじゃないのです。まずその事実を知りたいと思ひます。

○岩武政府委員 大豆の件は、あるいは大豆特有の問題があつたかもしれませんが、一般的に言ひまして、商品を相当扱いますには、それに関する過去の経験とか知識とかが必要であります。またそうでありませぬと、国内に入りましてから、いろいろなトラブルも起ります。できるだけ事を円滑に運ぶ意味において、過去においてそういうふうな知識経験があつたものを選ぶというのが、一般的に考えておる筋でございます。決してすべての場合に実績のないものは認めないというふうなことは考えておるわけではございませぬ。ただ御指摘の中国の大豆の問題については、いろいろ数多い商社にオファーが来たというふうな関係もありまして、そういうことでは、結局事が円滑に運ぶゆゑでないかと考えられませぬので、実績あるものというふうに限

定したというふうな考えでございませぬ。○帆足委員 私は、たとえば輸入、特に輸入におきましては、実績のある、そして経験の習熟した業者の方が、原料を適時に安く買ひ付ける仕事をす

るといふことは、一面能率上非常に必要なことだと思ひます。貿易業におけるいけゆる中小企業の擁護ということと、国民経済における中小企業の擁護といふことは、多少問題が違ひましても、中小企業の擁護、また国民経済の擁護、消費者の擁護といふことは、国民経済を総合的に見て、輸入の場合の先決要件は、よい原料を安く、適時に、そしてできれば輸出の拡大と結びつけて輸入する。それは国民経済に非常に有利であり、広範なこれを使用する消費者、中小企業層に有利である。これがほんとうの意味の中小企業擁護策であつて、個々の貿易商の中小企業問題は、この点については重要な問題ではあるが、第二次的問題であると思ひます。しかしそれかといつて、大商社が大きな力を持つて輸出に努力し、輸入に努力するといふことは、一面非常に必要なことでありませぬけれども、不当に中小企業の意見を徹せず、中小企業の行くべき職分があるのに、それを無視して事がなされるというふうなことは、よくないことであると思ひます。そういう商社を指定するといふ

うなことは、商行為に對する重大なる制約であるわけですね。こういう商社の基本的な人権に関するやうな問題が、一定の審議機関にかけられ、これに對して意見を申しましたあとで抗議を申し込む十分な機会もなく、單なる行政措置によつてやられるといふことは――私はそれは必要なことだと思ふので

す。しかしそれが單なる官庁の考えだけでやられるといふことは、これは法制上どこか間違つてゐる点があるのじゃないか、あるいは法律上の基礎なく、十分に民主化されたる手続なし

と

に、行政措置として政府がこれをおやりになることは少し間違つたことではあるまいかと思ひますが、どうでしょうか。

○岩武政府委員 そういふふうに入の面につきまして実績を持つている人に限定することがすべての場合に不適当かどうかという事は、これはわれわれも少し検討を要すると思ひます。過去におきましてそういうふうな経験のない人が扱いました場合もいろいろございまして、われわれとしては、できるだけ内外両方面のトラブルを避けたために、この際過去の実績というのを考えたわけでござい

ます。ただ特定の場におきまして、少し考え方の余地はないかというお話しは、これはいろいろ問題があるだろうと思ひます。今の中国の大豆の場合、私詳しい事情を存じませんので、後列担当が参りますが、その場合におきましてそういうふうな実績ある者に限定したことが不適当かどうか、ま

だもう少し検討を要するだろうと思つております。

○帆足委員 私は実績のない非常に多くの商社にアット・ランダムにやらせることは国民経済上から見て非能率なところがあることは同感なんです。しかし適当の商社に制限するには民主的手続を経、それを決定する権能が政府に法律によつて与えられていなくてはならぬ。そういう法律上の根拠なしに行政措置によつて官庁がなさるといふことは不当なことではあるまいか、

従つて今官庁として必要に迫られて輸入品を統一的に安く適時に買いたいとおっしゃるならば、こういう輸入をする場合にはこういう基準で輸入商を指

定することができる、その指定に当つてはこういう機関に意見を聞くこともできる、それに不服のある者はこういう機関を経て抗弁することもできるといふことになつていなければ、人民の権利というものは私は寸毫といえども譲るべきでないと思つております。同時に責任はまた完全に果さなければならぬ。それが官庁の手かげんでどうにもなるというのではまことに不都合であつて、ある天気晴朗の日に官庁がこれは指定商にしようと思へば、急にその数はありまに多過ぎるということ

は国民経済的に見て不経済だと思ひます。それならばもう一カ月前に、使節の来する前にこのことを発表して、そういう態勢を整えますべきだ。しかるにそういうことがないから、百近くの商社は自分で商売をしたと思つて、莫大な交際費を使い、電報料を使つてやつてきて、その話の途中でその話がかえりかへなかつたから、そのとたんにごく少数の指定商が選ばれたということ

は、やむを得ない事情があることは知つておりますけれども、民主政治の運用上重大な欠陥がある。すなわち権能が本質的に政府に与えられておらず、そういう法律や手続法が何ら国会において承認されないのに、行政措置でこのくらしいことはやれるという觀念が、人民の権利を軽視してきた従来の官僚主義の現われだ。かりに私が官吏であつたら、そんならおそろしい

ことはやれないと思つて、よいことであつても、独断的にはやれない。従つてまず国会で審議して、十分な民主的な手続のもとに法律を出してもらい

たい。その法律に従つて官吏は事をを行うというのがほんとうでないでしょうか。石橋さんのような自由主義者がこういうことを放置しておられるということはふしぎだと思ひますが、どのよう

にお考えでありますか。

○石橋國務大臣 お尋ねの御趣意はごもつともですが、現在の貿易の状況が非常に困つたありさまであるものであります。いろいろなトラブルが起る。しかし今通産省で指定しようと思つておられます。必ずしも独断的にきめておられるのではなく、業者のいろいろな団体その他とすいぶん話し合ひをしまして、できるだけみんなの納得の上で最後の決定をするという方法をとつております。そのために非常に事務が渋滞して、ものによつては輸入を早くすべきものが輸入ができないという

ものも御承知のようにほかにもあるのです。非常に困つておりますが、とにかく役所だけで勝手にやるということ

は決して今までもしておりません。今度の大豆の問題なども、いろいろ研究をいたしまして、一応ああいうふうにするのが適當ではないかということをやつたわけでありまして、なお漏れしました人たちに對してはどうするかという

ことを検討はいたしております。

○帆足委員 大臣のお立場からすれば、そういうふうな多役所を弁護してお答えにならねばならぬこともやむを得ないかと存じますけれども、私が申し上げたいのは、関係団体の貿易会とかその他に御相談なすつたところ

で、その顔役の常連というものはきまつておられるので、人民の不平はいろいろなところから出るのでありますから、こういう問題のためには貿易

の、たとえば輸入を円滑にし、原料を適時に安く買ひますためには指定商という制度を置くこともできるし、割当基準に對して政府が何らかの指示を与えることもできるというふうな法制と民主的手続がまずなければ、自分の権利に目ざめた国民であるならばこんなことは承知しないと思つて、役所

のやることならまあ仕方がない、泣く子と地頭にはかなわぬという諺風美俗

がありまして、こういうことが平然と行われておるのであつて、私は今度の大豆の問題をこごとく間違つてお

つたことも十分了察しております。しかししたといふことであつても、法律に従はずに独断的にしては困るわけ

のことです。たといふとわれわれが思

うことでも、それだけではだめであ

きていなければ、そのときはよいことをしたからいいけれども、次に悪いことをしたときにそれは困るわけ

です。たといふ間違つたことであつても、それが民主的手続において行れたこと

とならば、われわれは了とす。何となれば、間違つたことは次に改め得る

道筋がそこにあるからです。こういう論理は、通産大臣はむしろ私どもに共鳴して下さると私は思ひます。従いま

してここに私は重大な欠陥があると思ひます。

第二に、割当基準の問題なども、私は今度は非常に不當であると思ひま

せん。しかしこの基準の問題なども、ただ役所がきめるとか商社に相談してきめるといふようなことは、まあ大堀さんのような人がおればいろいろ

それでいいでしょう、しかししもつと悪いのが来た場合にこれを処置する方法がない、従つて私はよいことでも正當な手続をしてやつていただきたいこと

で、こういう欠陥は一体どういふふうにお直しになるか、今度輸出取引法の改正によつて、ある程度までこれが

直るようなふうに変りますことはよいことであると思ひます。一部の業者が

こういう問題を憲法違反などと申して

おりましたが、まあ事が起ればすぐ憲

法違反と言ふのも言い過ぎかもしれま

せんけれども、しかし法令上の基礎な

くして行政措置として、民主革命後の

日本においてこれは官庁の権限に属す

ることだと独断的にこういうことが次

次に行われるという事は、私は寒心

にたえないと思ひますが、この根本の

理念に對して大臣はどのようにお考え

でしょうか。

○石橋國務大臣 法律的根拠がないとい

ふことは確かに一つの欠陥でありま

すが、さりとて今やつていふようなこ

とを法律に規定をして、その法律に基

いて役所のやることは独断的のことを

やるという結果になつても困ると思ひ

ます。そこで全部こういう欠陥を取り

除くといふことができるかどうか、こ

れは問題がありましようが、とにかく

今度の輸出取引法の一部改正により

まして、それぞれ輸出組合とかある

いは輸出組合とか輸入組合とかいうも

のができますれば、今お話の欠陥は大

部分取り除くことができるだろう、そ

ういふふうな意味においてこの輸出入

取引法の一部改正をぜひ至急に実施を

してほしい、こう思つております。

○帆足委員 私はただいままでいわゆ

つて

三

第一類第九号

商工委員会議録第四十一号 昭和三十年七月十三日

る行政措置でやってきたという問題がその他にも多々あるとするならば、これは検討していただきたいと思ひます。と申しますのは、言葉で言へば簡単に行政措置ですけれども、その中には商社の自主権を阻害する重大なる問題が多々あるわけですから。そういう問題に対して国民が不感症であるということとはまことに憂慮すべきことであると思ひます。自分の正当な権利はいかなることがあつても一歩も譲らぬ。そのかわり自分の責任は完全に果す、こういう精神がみなざらなければ――そういう教育のもとに立つてこそ、初めて合理的な資本主義としての役割も演じ得るでしょうし、またその土壤から受けた教養を身につけて、さらに社会主義を考ふる、明るい社会主義になるのではないかと思ひます。こういう問題に対して、やはり大臣のお立場に立ってば、多少でも弁護なさらねばならぬということになるでしょうが、私はその点非常に遺憾だと思つておられます。それから第二にお尋ねしたいのは、輸出入調整法を適用する適用先ですが、一つはインドネシア等の貿易協定のある国に適用する。もう一つは中国の様に協定はないけれどもパーターをやってる国に適用すると言ひますが、私は今日の段階において現在輸出入調整法を適用する必要がある点にあるであらうか。むしろ輸出についての取引法改正案を適用する点があります。

し、むしろ自主統制にまかしておいた方がよいではないか。そしてその自主統制の機関の中における部会が輸出についての取引法を適用し、輸入についてはこの方が官僚統制ではなくていいのではないかと私は思ひますが、この点は一つ政府当局にも考えていただきたいです。また実情を各党の皆さんにも説明して、もう一度検討してもらいたいと思ひますが、いかなる理由で今日中国に対して輸出入調整法を作ることとを急ぐ必要があるか。輸出を統制し、輸入に対して適切なる統制指導を与えるということが必要で、それは取引法の改正のこの件の中でやれると私は思ひます。しかし輸入組合を中国に向つて今作る必要は一体どういふ点にあるのか、きわめて技術的、實際的に一つ例をお示し願ひたい。

○大堀政府委員 たいまお尋ねの点でございますが、中国との貿易につきましては、御承知のように現在特別のパーター方式でやっておるわけでございまして、今後どういふ方向に参りますにいたしても、先方が進出口公司一社の独占になっておられて、日本側といたしましても、現在のコムの制限下においてもやはり輸入するものはしますが、輸出も相当にこの可能な範囲でやっていかなければならぬ。その場合に現在在るむしろパーター取引になっておりますから、輸出と輸入の話し合いが並行して行われなければならない。特に現在の状態で個々の商社でやりますと、輸出には必ずしも適格ではないが、輸入には非常に適格であるという商社があります。逆の場合もあるわけがございますが、これが

やはり輸出入組合において一本になつて、輸出は輸出の専門家がやる、輸入は輸入の専門家がやる。しかし先方の話し合いはやはり組合で一本にして先方と交渉するというのが最も日本側に問題を有利に解決できる道ではないか。もう一点の民間の団体という話もございしますが、その点につきましては現在の状況につきましては中日貿易会という団体があります。国際貿易会という団体もございします。それぞれ業界の利害その他によりまして必ずしも一本には動けない場合がある。国家の全国地域を一本とした団体においてまとまって参りますれば、その点が協調を得て、より適切な取引ができるんじゃないか、かように考えておられます。

○帆足委員 大堀次長は非常に有能な方ですけれども、遺憾ながら中国貿易のことについては私の方が少し多く知つてゐるかもしれぬと思うのです。と申しますのは、ただいまの協会と組合の問題でも、協会はこれは南洋協会みたいなのなんです。これはクラブであつて、組合とは何の関係がないのです。南洋協会とか、それから中南米協会のようなものです。協会は同業組合としてインドネシア輸出組合、昔ありましたようなアルゼンチン輸出組合というように、特定地域を目的とした、はっきりした同業組合なんです。従つてこの両者のうちに合同とか調整とかかというものはあまりあり得ないと思ひます。問題は現在中日貿易会というものがあつて、おそらく輸出順位からいって第一番目から第五十番目くらいもののはほとんど入つておると思ひます。アウトサイダーというものはほとんどないと思ひますが、ある程度自主統制をしておられます。もちろん改善すべき点も多々ありますけれども、急いで法的な輸出入調整法を作る必要は必ずしもないのではないかと。相手は一本でないかと言われまます。実際相手は一本に近い形態でしょう。それに対しては輸出取引法において輸出統制または輸入統制を適用すればできるでございまして、全体の調整はむしろ政府が為替管理の面でやっておりますし、それから個々の調整は商品別に輸出または輸入グループというのがあります。たとえば塩の商社ならば塩の商社グループ、その中には専門の商社と総合商社がありますが、塩を八十万トン入れますならば、その見返りの硫酸と過燐酸石灰、人絹糸、化学薬品を何カ月以内に出そう、そしてそれは一つどういふふうな計画的に出そうかということ、塩の商社十社なら十社の中で大体やれるのでございします。現在はまだバトル法のままでございします。限られたおられます。従ひまして総合的な輸出入調整法を作りまして、理事会という中央の抽象的な機構ができました。その理事はすべての商品にわたつて目を届かして、これを統一的に運営することは不可能でありますし、その必要もないのでございします。むしろその統一した仕事は為替管理を引き受けておる通産省行政当局の方で指示すれば事足りるという段階であつて、塩八十万トン入れます場合に、そのかわりに過燐酸石灰を出そう、ペニシリンを出そう。過燐酸石灰は三菱商事が得意ですけれども、ペニシリンの方は伊藤忠にやつてもらおうという

きには伊藤忠に頼むということ、輸番管理でやり得るわけでありませうから、抽象的に考えますと、何かいかに必要のないやうでありますけれども、現在の段階では輸出グループと輸入グループで事足りて、団体としての自主統制をやつておられますし、せつかく北京の窓口とも円滑にいつておられますから、しばらくはこの態勢でいいのではないかしらという気がいたします。そして北京の一本に対しては輸出入取引法の改正案の、今の統制法規を各商品別部会に、輸出入の商品別グループに適用すれば十分でありまして、全体を一本とした理事会などというものは一般的に輿論の結果とか、業界の陳情には役に立ちますけれども、現在の中日貿易の段階で理事会が総合的に指揮する仕事もありませんし、そういう能力もない。實際的に考えて今それを急ぐ必要はないのではあるまいか、従ひまして輸出統制、輸入統制の強化は必要でありませうけれども、中国に關する限りは輸出入調整法の設立を急ぐべき根拠は何一つないのではないかと思ひます。大堀さんのさっきの御説明には、一般論では賛成でありますけれども、具体論になると、現在のところは輸出または輸入の統制強化ということではないか。従つて中国に適用するといふ条項は少くとも為替の総合調整がきまり、バトル法が全面的に解除されて後、実情に即して考究すればよいのではないかと思ひます。また一つの輸出入組合を作り出すには時期といふものがあつて、またそれに従事するスタッフの養成とか、いろいろの問題もあつて、急ぐ必要はないで、現在の段階で事を急ぐ必要はな

い。中国にはまだ通商協定もできてお
りませんし、諸般のこともできておら
ないような事情を考えましても、しば
らく業界の自治統制にまかすことの方
が、この過渡期には適切ではないかと
思いますが、どのようにお考えでしょ
うか。

○大塚政府委員 これは輸出入組合を
組織することができるといふ組織法で
ございまして、もちろん法律ができてま
しても、個々に結成いたします場合
は、それぞれ話し合いによりまして業
界がまとまって参りませんと組合には
ならぬわけでございまして、私ども
の立場から申しますと、先ほど申しま
したように、中共の場合、インドネ
シアの場合、その他近東、中南米等にも
将来は考えられるかと思うのでありま
す。当面は二カ所につきまして必要が
あるのじやないか、かように考えまし
て、それができ得る態勢を法律によつ
て作るわけでございまして、中共につ
きまして、私どもはやはり輸出入組合
によつて運営していく方がより適切で
はないか、かように考えております
が、また業界のいろいろのお考えもあ
るかと思ひますので、これはまた法律
施行後に実行の問題として具体的に御
相談いただくことになる、かように考
えておるわけであります。なお輸出輸
入の問題につきましては、輸出入組合
の中で――輸出入組合は輸出入の調整
をやるわけでございまして、たとえば逆
トーマス残の振替をやるということも
組合の中で可能なわけでございまして、
その方が円滑にいくのではないかと、個
人の業種につきましても、たとえば米
とか塩とかそれぞれの部会が結成され
ると思ひますが、部会の中の業者協定

によりまして必要な事項は協定して運
用できるのではないかと、かように考え
るわけであります。

○帆足委員 私が申し上げたのは、民
間で自主統制ででき得る段階、また場
合によつてはできるだけ自主統制の方
がよくても、少くとも法律の助けを借
りることは少い方がいい。私はむしろ
通産大臣の立場からお役所に対して質
問しているのです、石橋さんと私とは同
じ立場に立つて、石橋さんの言いに
いところを私がかわつて言つていよう
うな気がするので、そういう法的な
規制は必要じやない。無理にそれを作
りますと、外から圧力が加わることに
なつて自然発生的な成長を妨げること
になることを私は心配するわけです。
中国に対する業者の団体というものは
長い間の経験を持つております。それ
からわれわれに言えぬ苦勞がありまし
て、思想から言へば大体自由党または
民主党の中のラジカルな人たちが、すなわ
ち昔の自由通商協会に従事しておられ
た方々、村田さんと石橋さんとかそ
ういうような行き方、万国自由通商と
いうような行き方で手紙も書き交すも
しなればならぬというふうな特殊の
持ち味もあるわけですから、従つてそ
ういふような組合が下から経験と歴史によ
つて盛り上つてきて作られることが必
要であつて、非常に頑強な人とかまた
は台湾貿易の専門家とかいうタイプの
ものを見方では、中国の問題は広げて
いけない。従つて中国向けの方の隘路
を打開するには、適材適所であらうい
う方面の感覚と論理を持つていようい
う人のおのずから結集して事をやる。そ
ういふようなことで国際協会などがで
きましたことも一つの役割を果してお

ると思ひます。従つて今日の段階で
は、今大塚さんの言われたようなこと
は輸出輸入の取引法規でやるわけで
すから、また調整法は必要であるま
す。しかしかりに調整組合を作ります
ときに、従来の業者団体の長い間の経
験と実績と信用というものを御活用に
なるかどうか、またはそれを作るのに
は長い間の経験を持つ業者が主体にな
つて作るべきであつて、それに対して
官庁または貿易界等が、しかも従来関
係がなくて知識もなかつた筋がこれ
別個の線でご固めるようなお考えがあ
るかどうか。それとも従来の長い経験を
活用して、その経験を十分攝取してお
やりになるような指導をなさるお考え
か、その辺のところも伺つておきたい
と思ひます。

○石橋國務大臣 この法律がございま
しからと申して、必要のない輸出入組
合を無理に作らせようと思つており
ません。むしろ民間業者その他の今ま
で経験のある人たちの活動に法的根拠
を与えるだけという趣意でありますか
ら、必要のないものを無理に急いで作
らうとは考へておらないのでありま
す。それから今までの業者その他の経
験を十分生かした組合を作つてほしい
ということもわれわれの考へてあり
ます。

○帆足委員 私が自治統制を非常に重
要視いたしておると申しますのは、自
主統制でありますと、何ら権力の介入
がありません、おのずからそこに業
界のバランスが反映されるわけです。
また組合の指導理念と申しますか方向
につきましても、たとえば中国問題の
打開のために、民主党、自由党、社会
党、共産党まで加わりました議員連盟
などがありますが、そこにおのずから
拳国一致の超党派の均衡点ができて
おるわけですから、調整組合ができた
場合、中国と交渉します均衡点もお
のずからそういうような合理的な超党
派的な国民的均衡点、社会党の諸君
も大体これならよからう、保守党の諸
君も大体これは利益になるといふよ
うな均衡点を探し求めて、二つの世界の
調整をはからねばならぬ、こういうわ
ずかしい課題があるわけですから、そのた
めに心配をしてこういうことを申して
おるわけでございまして。

○石橋國務大臣 むろん原則として民
間の自主統制で全部ができればいいの
です。それにある程度の法的根拠をこ
れに与える、先ほど御質問がありまし
たように、今は貿易が非常な空調であ
りますから、従つてややもすれば官僚
統制とか官僚の干渉とかいわれるよ
うな非難を起しがちのことに陥る危険が
あるのであります。そこでかような輸
出入組合等を作りまして、できるだけ
役人が直接干渉しなくても組合自身の
自主統制によつて事が運ぶようにいた
したいというのがこの法律の趣旨であ
りますから、私どもはお話のような懸
念はない、かように考へております。

○帆足委員 この法案について一番心
配されていることの第二は中小企業の
利益の問題です。役所が統制令を発動
し、または業界できまますときに、先
般も大臣もお聞きになつたと思ひま
す。中堅の相当大きな貿易商の方が、
理事會はとかくボス政治になる、總會
は異議なしで、発言する人が少い、こ
ういふことになりがちであるから、中
堅の業者及び小業者の妥当な意見は十
分にくみ込むようにしてもらいたい
ということがあり、これに対しては与党
の方からは、それはもつともな話だ
という当然の御発言もありました。従
まして組合にしまして、政府といた

しましても、統制に関する事項を決定
見を徴する、そしてまたその利害をも
勘案考慮するということを行行して
らいたいと思ひます。これは非常に重
要なことですが、やはりわれわれにし
てもそうですが、とかく自分が大きい
ものの立場に立ちますと、小さいも
のの力は無視しがちになると、一体日本
という国は少数意見を尊重しない国で
す。少数意見の中にこそ珠玉のごとき
ものがあるわけですが、私は常に多数意
見から学ぶと同時に、少数意見から学
ぶということが必要だと思ひますが、
今後の組合法の運用にとつてこれは一
番重要なことだと思ひます。これに
対して大臣はどのようにお考えでし
ようか。

○石橋國務大臣 申すまでもなく、少
数意見を大いに尊重するというのはこ
れは民主主義のルールであり、さか
ら、従つて組合の運営において組合員
自身かだれも、そういう考えを持たな
ければなりません。その組合員として
の小の人たちも、むろん建設的であ
ればいけませんけれども、意見は十分
に述べて、そして運営をする、お互
にそういう心がけをもつてやること
が一番大切だと思ひます。政府として
特にこれに対してそういう干渉する
ことはできないと思ひますが、しか
しわれわれとしてはむろんそういう考
え方で、できるだけ援助はしていき
たいと思ひます。

○帆足委員 私が大だいま申し上げま
したような事項はきわめて常識的な問
題について申し上げたのですが、幸い
にして政府委員並びに大臣はその趣旨
においては同感の意を表せられたわけ

でございます。従ひまして申し上げた
ことを修正案または附帯決議にいたし
まして提出いたしました。その措辭
がまことに妥当であり、良識に富むも
のであつたならば、与党各位の御賛成
を得られるだろうと、まことに明るい
氣持がいたす次第でございます。

最後にお願いいたしますが、たとえ
ば自動車工業のように大体において中
小の多い工業、そういうようなもの
におきましては、取引法と中小企業安
定法、この二つの関係は大体どのよう
に交錯するものでしょうか。その点
大堀さんからお教え願ひたいと思
ひます。

○大堀政府委員 輸出入取引法の建前
は、輸出の統制のために必要であれば
生産業者もあるいは販売業者も国内で
協定ができる、こういう建前になつて
おりまして、その場合は中小の人も大
メーカーも一緒にこの原則によつてや
れることになつております。現在はた
えばミシンの例のような場合に、現
行法では国内の協定ができないこと
になつておりますので、安定法の規定に
よりまして、中小のメーカーだけが集
まつて、あれによつて協定をいたしま
して、自主的統制をやつて、こう
いう形になつております。従ひまして
法的には中小企業につきましては重複
事項といひますか、いすれでもいける
という形になるわけでありませぬ。

○大堀政府委員 本法案によりま
合は、大メーカーも中小メーカーも、
全体が一つに集まつて協定をすること
もできます。あるいは中小メーカーだ
けが特殊な立場において安定法によつ
て結集している。その人たちと大メ
ーカーとが、ここでこの方法によつて協
定するというのもできるわけであり
ます。それはたとえば自動車の場合
に、中小の自動車業者だけが安定法に
加つてまゝとまつて、こういう場
合に、大メーカーとその安定法の組
合に、大メーカーと本法によりまして
のメーカーとが、本法によりまして
らに輸出向けの協定をするということ
もできるわけでありませぬ。いすれの方
法によることもできる、こういうわけ
であります。

○帆足委員 それでは最後に、われ
れは国民経済の発展繁栄ということ
は、諸君とともに最も望むこととす
れども、その発展繁栄が大資本、大財
閥の独占また横暴に陥ることを非常
に警戒し、これを排撃するものでござ
います。貿易におきまして大きな商社
が、また大きな力をもつて海外との競
争に打ち勝たねばならぬという一面が
あることは認めますけれども、だから
といつて昔のように財閥商社独裁にな
りまして、中堅また中小の貿易業者
た輸出工業がそのために非常な資本の
圧力、力の圧力のもとに呻吟するとい
うようなことは、われわれは容認する
ことはできないのです。従ひまして中
小企業の利益を十分に確保しながら、
また働く者の生活を確保しながら国力
の繁栄を期待するわけですが、そうい
うような点から、ただいま輸出入取引
法につきましての四、五の点を指摘
いたしました。これについて若干の修正

○帆足委員 その場合、ミシンならミ
シンを例に引きますと、ミシンの何百
人以下の中小企業安定法の適用を受け
た輸出ミシンの協定と、今度はミシ
ン工業組合全体の、大メーカーが
ました場合の協定は、二つが一応別個
の線として進むわけですか。

案を準備したいと思つておりますの
で、与党の皆さんにも、これは虚心坦
懐に御相談してお教えを受けたいと思
つております。与えられました時間も
参りましたので、一応きよりの質問は
これで打ち切ります。

○田中委員 片島港君。
○片島委員 非常にしろうとくさい質
問かもしませんが、この中で私ども
の方で問題になつております点を一、
二お尋ねしたいと思ひます。問題は第
五条でございますが、第五条の特定地
域に対する輸出入の問題についてお尋
ねしたい。御承知の通り中共との貿易
は、甲類物資については人為的に制限
を受けているわけでありませぬ。乙類、
丙類の物資につきましてはバスター制
によつてすでに輸出入の均衡がとられ
ていて、甲類について人為的に輸出が
押えられて、輸出の均衡をとるた
めにおきまして、輸出入の均衡をとるた
めに特別の条項をこの法律によつて設
けなければならぬという理由はどこに
あるのでありますか、第一にこれを
開きしたい。

○大堀政府委員 輸出入組合の結成の
条件の中に入つております輸出入の均
衡というところでございませぬが、これ
につきましては、インドネシアあるいは
中共のような場合につきまして、国と
国との全体の貿易がある程度均衡させ
なければならぬ。ほううつておきませ
ればかりにインドネシアの例を申しま
しても、輸出は出ますが輸入はとま
つてしまふ。中共貿易の場合におきま
しても、やはり現在はバスター方式によ
りまして均衡を保つておるわけであり
ますが、これをやはり総合的に調整し
て、できるだけ拡大均衡の方向に持つ

ていくという必要があるわけござい
ます。そういう意味において均衡の必
要がある場合にやる、こういう意味で
必ずしも一対一できちぎちに均衡しな
ければならぬという意味ではございま
せん。

○片島委員 その点は、私は、拡大均
衡でなくて、むしろ縮小均衡になるの
ではないかという感じがするのであり
ます。と申しますのは、輸出の方が人
為的に押えられておる、そういう場合
には、むしろ輸入の方が多くなつて
るのでないか。輸出でも輸入でも、
少くすつてもふやしていつてそれに追
いつく、シーソーゲームのように伸び
ていけば拡大均衡というところもある
のであります。均衡をとらうと思へば、
人為的に押えられていられる方にこの
均衡をとられるために、いつでも消極
的に下へ下へと均衡をとられるような
結果になるのではないか。多少は間違
つていても、輸入が少しも拡大して
いけば、それだけ輸出を今度拡大して
いくように政府としても努力してい
くようになるのであつて、わざわざ制
限されておる輸出の方に、下の方に均
衡をとらうな結果になつてくれば、
拡大均衡ではなくて、縮小均衡になつ
てくるきらいがあるのではないか、こ
の点が非常に心配であります。

○大堀政府委員 本法のこの規定の趣
旨は、均衡ということ、先ほど申し
ましたように、必ずしも厳格な意味で
の対一の均衡ということではござい
ませぬ。バランスをとつていかな
ければならぬという意味であります。従
つて私どもは、運用としてはもちろん
拡大均衡にいくように考へて均衡をと
る必要があるというふう考へており

ます。拡大均衡に持つていくという考
えではありません。

○片島委員 そうしますと、別にこの
法律が、この二十三条の第一項がなく
ても現在でもそういうふうによつてお
られるわけでありませうか。特にこの法
律を設けましたのは、やはり輸出と輸
入との均衡をとつてこうということに
特にねらいとしておられるように感ぜ
られるのでありますが、もしそれを今
でもそうやつておるし、この法律を作
つてもそういう拡大均衡に持つてい
こうというふうに考へておるのだとい
うならば、特別にこんな特定地域、い
ゆる中共向けの問題についてこのよう
な条文を置かなくても差しつかえな
いのではないかと。今でもそうやつてお
る、今後ともそうやろうとしておる、し
かし輸出と輸入については均衡をとる
というふうな事柄をわざわざここに文
字として現わすというのは、どうい
うわけでございますか。

○大堀政府委員 現在は輸出入組合と
いう規定がないわけでございます。こ
の規定は、新しく輸出入組合が結成で
きるといふ法律にいたしたわけであり
ます。輸出入組合を結成する場合の条
件といたしまして、その国との貿易パ
ランスとすることについてバランスを
とつていかなければならぬという場合
に、この輸出入組合が結成できる。も
ちろんこれは業者の自主的統制でござ
いまして、業界としては貿易を拡大し
ていくということが本来の利益でもあ
り、ねらいであるわけでありませう。従
いまして、この規定自身は、法文といたし
ましては若干誤解を生ずるような感じ
はありますが、この均衡という意
味は、縮小してバランスを二対一に合

せるためにあくまで押えていくのだと
いう考へでは決してございませぬの
で、要するに、その国との間の貿易に
ついて輸出と輸入とをバランスをとり
ながら拡大していかなければならぬと
いうのです。これはインドネシアの場
合も同様でございます。ほうつておけ
ば縮小してしまひますから、むしろ輸
入を調整しまして、輸出と輸入の利
益の調整によつてこれが拡大できるわ
けであります。中共の場合も、パー
ス方式によりまして、現在のトーマ
ス残を特定の人に譲与できるというよ
うなことを考へて操作することにより
まして、さらに輸出がやりやすくなつ
てくる、こういうことができるわけ
あります。そういう意味におきまし
て、決して縮小という意味ではないと
いうふうに御了解いただきたいと思
います。

○田中委員 田中稔男君。
○田中(稔)委員 簡単であります、
伺います。
政府のこの改正法律案の提案理由説
明によりまして、中国が政治的理由に
より貿易の独占態勢をとつていてとい
うことでありますが、今日中国との自
由な貿易が行われぬというのには、単
に相手国が貿易の独占態勢をとつてい
るといふことだけでなく、そのほか
いろいろな事由があると思つてござ
いまして、そういう事由について政府は
どういふふうにお考へになつておる
か、大臣にお尋ねいたします。

○田中(稔)委員 日本と中国との貿易
が自由に行われぬ事情については、

中国側が貿易について独占態勢をと
つていて、このほかにもいろいろ
事情があると思つてございませぬ。そ
れについて一つお考へをお伺いいた
したい。

○石橋國務大臣 これはもう御承知の
通り、例の金融の關係がありまして、
これが中国貿易に対しては一番の障
害をなしているわけでありませう。
○田中(稔)委員 そのほかにもまだある
のじやないですか。それだけでござ
いませぬか。○石橋國務大臣 並べればまだたくさ
んあるかもしれませぬが、国交が回復
してない、従つて、正式な通商条約
も、あるいは相互の交通も困難である
というふうなことが一番障害をなして
おります。

○田中(稔)委員 まだ決済問題もある
じやないのですか。
○石橋國務大臣 それは国交回復問題
に結びつくことと思つてございませ
ぬ。なかむすかし問題です。向う側
の要求は、日本が乗り出してやらない
とどうしても中国側では承知をしない
というふうなふうもありましたので、
特にその点がこの間の交渉の際には故
障をなしたように思つてございませ
ぬ。民間の、政府に直接關係のない方法で
やつてもらえたら、あるいはもう少し
考へようがあるのじやないかと思つて
おります。

ていないというようなことをやはり新
聞記者にお話があつたようでありませ
ぬが、その間の事情でございませぬ。谷
顧問の記者に対する談話について御感
想を聞きたいと思つてございませぬ。

○石橋國務大臣 私は谷君の談話は見
ませんでしたが、どういふ意味で
か。これは日本としては絶えずやつて
いるのです。ですから、決してやつて
いないということはありませんし、特
に全般的の解除ということのみでな
く、そのときどきの特認を受けるとい
うことについては非常に強力で常にや
つておりますから、谷君の話がどうい
う意味でありますか。知りませんが、今
お話しのようにあれば、何か記事が聞
違つているか、あるいは話し違ひであ
るかと思つてございませぬ。

○田中(稔)委員 そこで通産大臣とし
ましては、こういう非常に力強い御言
明に基いて、何か具体的にアメリカに
対して、あるいはパリのコムに對し
て、交渉といひますか折衝をなさつた
てありませうか、その辺のことを一
つ具体的にお話し願ひたい。
○石橋國務大臣 たいまのところ
は、そういう交渉はどうしても外務省
を通じてやることになつております
ので、外務大臣には絶えずその督促を
しておるやうなわけでありませぬ。た
だし現在コムが休みのやうであります
から、今は交渉は行われておりませ
ぬが、これはもう少し、実は私もそれ
こそ国会でも済まして時間が過ぎま
したら、その点を一つ強力で推進して
きたいと思つております。

か、何か行動の裏づけがあるのござ
いませぬか、それを伺ひたい。

○石橋國務大臣 それは現在のところ
では主観的と言われれば主観的であ
ります。ただ希望を述べたということ
であります。
○田中(稔)委員 この第三次の貿易協
定には、近い将来支払い協定を締結す
るといふことになつておりますが、こ
れに於つてもたびたび各種の委員会
で聞きつておられますが、政府として何
ら積極的な御意向がないやうであ
ります。鳩山首相は日中貿易について
極的に努力するといふことをたびたび
言明されておられます。これは内閣の責
任であります。現在のところ支払い
協定締結につきまして通産大臣の御所
見はどうでしょうか。現在の御心境を
一つお聞かせ願ひたい。

○石橋國務大臣 これはこの間向うか
ら使節団が参りました節も、使節団の
人にも非公式に会ひましたときに申し
たのでありますが、この支払いの問題
は、何とか今よりはもう少しいい方法
をとらなないと、お互いに不利益だか
ら、一つ努力してやろう、かように考
へておりますが、ただ日本銀行が乗り
出せ、政府がこれを保証するといふこ
とになりますと、現状においては残念
ながら日本政府としてはそこまで乗り
込めなかつたやうな点があるの
で、様子を見ておるといふわけであ
ります。
○田中(稔)委員 日本国際貿易促進協
会から代表者が約五十名ばかり、近く
中国を訪問するといふ計画がありま
したところが、それはおいていただく
のはけっこうだが、それについては國

際貿易促進協会、日中議員連盟、それから中日貿易会、こういう団体の代表者を含めた広範な代表団の来訪を希望する、こういうような返電が参りましたことはもう御承知のとおりだと思いますが、その場合に、中国に参ります代表団は、第三次貿易協定の中に、たとえ支払い協定の問題あるいはまた通商代表の問題、その他いろいろな問題があります、そういうことについて一歩進んだ具体的な交渉をしたい、一つそういう交渉を使命として来てもらいたい、こういうふうな内容であったと思いますが、政府はこういうふうな中国側の意向に對しまして、どういふふうにお考えになりますか、お聞きしたいと思ひます。ただ政府として何ら関知しない、それは国際貿易促進協会なり議員連盟のやつたことで、そういうことについて中国側との話し合いがどうなるかと全然関知しないというふうな態度をおとりになるのか、それともそういう中国側の意向に對しては何かこたえるところがなければならぬ、政府としても一つそれではこれから乗り出してみたい、こういうふうにお考えになるのか、その辺のところをお聞きしておきたいと思ひます。

○石橋國務大臣 最近そういう交渉が彼我の間にあったということは、実は私は非公式に聞いておりますが、まだ相談を受けておりません。あるいは外務省の方へ何か御相談もすでにあるのかもしませんが、それは向うから言へば、今度来てもらうのなら少しは具体的な問題が解決できるようにして来てくれというのが当然の話だろうと思ひますが、こちらから行くという申し出をした場合に、どういふ

成算があつて村田君の国際貿易の方でそういう申し出をされたのか、実は私聞いておらないのであります。伺いまして、これは日本としても、だれがやつたにしても、できるだけのことはやらないで、できるだけのことからは、誠意をもつて解決に助力はしたい、こう考へております。

○田中(秘)委員 そこに三団体の代表を含めたそういう中国訪問団が出かけると思ひますが、旅券の問題が起ると思ひますが、政府としては、そういう場合には旅券はもちろん交付されると思ひますが、一応大臣の御意向を聞いておきたいと思ひます。

○石橋國務大臣 それは外務大臣の権限ですから、私が交付するとかしないとか言へませんが、先例もあることではありますから、しかるべく取り扱われるものだと私は想像いたしてしております。

○田中(秘)委員 これは話が少し別であります、現在日本と中国の貿易はペーター方式というものを原則としていますが、他の諸国、特に西歐諸国と中国との貿易の方式はペーター方式をとつておりますかどうか、この点を一つ大堀さんに伺ひたい。

○大堀政府委員 実は具体的に明瞭な調べはございませぬけれども、日本側がペーター方式をとつておりますのは、こちらのものをできるだけだけ買わせるという意味におきましてペーター方式をとつてゐるわけでございます。国によつては、東歐諸国でペーター方式をとつてゐるところも相当あります、そういうところもそういう方式をとつてゐるところはそういう方式をとつてゐると思ひます。あるいは英、独等はすでに直接の取引をやつてい

るかと思ひます。私の欠聞するところによりますと、イギリスとか西独は、中国貿易においてはペーター方式はとつていないというのであります。この際日本もペーター方式でなく、自由な貿易の方式をとるといふお考えはな

○大堀政府委員 私どももいたしましては現在できるだけ貿易正常化の見地からペーター方式というものは縮小して参つておりますけれども、ソビエトでありますとか中共でありますとか、現在はつきりした国交関係もございませぬし、通商関係も正式な関係になつておりませぬので、こういう国に對しては、やはりやむを得ない方法といたしまして今日までペーター方式によりまして、少くともある時期には輸出と輸入とが決済されていくという形の方式を採用してゐるわけでございます。

○田中(秘)委員 輸出入組合を作つて中国貿易の輸出入の調整をやる、こういうお考えでありますか、先ほど帆足委員からも御質問がありましたように、私も現在の段階ではその必要はないのぢやないかと思ひます。それで現在日本に中国貿易促進のための民間団体があるかと思ひますが、その民間団体の名称とか現在の活動状況、そういうものをお聞きしたい。

○大堀政府委員 現在中共との貿易につきましては、中日貿易会という団体が一つございまして、この団体には相当多くの取引をやつております有力な商社相当多数がこれに参加してございまして、これがかなり実体的な運営をやつておると考へられます。それ以外にはたゞいまお話のありました国際貿易

促進協会という団体がございまして、現在のところこの二つの団体だけと承知いたしております。今の中日貿易会であります、それは日本の貿易業者を一つ多の程度網羅したものであり、そしてその団体の業務はどういう種類があり、そしてまたその団体が扱つておりますその団体の対中国貿易における比重でございますね。どのくらいの貿易量を扱つてゐるか、一つお答え願ひたい。

○大堀政府委員 この団体は非公式の団体でございます、私どもも監督権が特にないわけでございますが、内容について詳細な調査はいたしてございせんが、大勢におきましては中日貿易をやつております相当大筋その他中堅の、小さい商社もありませんが、相当多数が入つておりますから、その取扱ひ量が全体の量から言いますと相当大きな量になるんじゃないか、ちよつと今ペーターを持ち合してございせんが、相当大きな部分を占める、かように考へております。

○田中(秘)委員 私の聞くところによつて、この団体が扱つてゐるのが中国貿易の貿易量の九五%に達してゐると聞いておる。しかもこれは中国進出口会社と緊密な連絡もあるし、できましてから数カ年の歴史もありません。非常にこれは網羅的な団体で、こういう団体がありますので政府の御提案の中国に関する輸出入組合の任務の相当部分はこれでやられると思ひますのであります、政府の御感想はどうですか。

○大堀政府委員 実情は先ほど申し上げました通り、またお話のありました九五%はいかと思ひますけれども、輸入については少くとも相当な部分を

やつておると思ひます。輸出につきましてはかなり業態の幅が広いものでございまして、おそれる業者の數も相当多いわけでございます。輸出入につきましてはかなり入つていない人もあるんじゃないか。この団体だけでよろしいんじゃないかというお話でございますが、やはりこれは正式の法的根拠を持たない団体でございますので、業界といたしましてはこれに加入をしないという人も相当出てくる場合も考へられますし、やはり法的根拠を持ち、またその中で協定した場合にはこれは独禁法の規定にも触れないというはつきりした態勢を作つた団体を結成して、それは全業界が入つて運営する方がより適切ではないかというふうにお考へております。

○田中(秘)委員 この中日貿易会は、長い間中国貿易のために先鞭をつけ、そして今日の実績を持つております。今自主統制の主体になつております。ところが最近中国貿易がいよいよ拡大しそうな見通しが、國際的にも國內的にもあるわけですね。そして政府がこういう輸出入組合なんというものを別に作ろうということではあります、私どもはどうかもうこういう政府の考へは、結局一種の官僚的な考へじゃないか。私どもは自然にでき上つたものを育てていくという、こういう情勢が必ずやなんであつて、長い間いろいろ苦勞してこれだけの実績を持つたそういう団体をつぶして、そして中日貿易を官僚統制のもとに置こうというの、私は非常によくないと思ひます。この際ちよつとお聞きしますが、この間中国から貿易代表団が参りました際

輸入については少くとも相当な部分を

やつておると思ひます。輸出につきましてはかなり業態の幅が広いものでございまして、おそれる業者の數も相当多いわけでございます。輸出入につきましてはかなり入つていない人もあるんじゃないか。この団体だけでよろしいんじゃないかというお話でございますが、やはりこれは正式の法的根拠を持たない団体でございますので、業界といたしましてはこれに加入をしないという人も相当出てくる場合も考へられますし、やはり法的根拠を持ち、またその中で協定した場合にはこれは独禁法の規定にも触れないというはつきりした態勢を作つた団体を結成して、それは全業界が入つて運営する方がより適切ではないかというふうにお考へております。

○大堀政府委員 実情は先ほど申し上げました通り、またお話のありました九五%はいかと思ひますけれども、輸入については少くとも相当な部分を

に、政府は日本貿易会を通じて国際貿易促進協会に対し、関係費用その他に充てるために、若干の補助金を支出されたように聞いておりますが、その補助金を支出する、交付する場合の条件として、輸出入組合を作る、その場合に、その促進協会が政府に協力するという条件にされたということ聞いておりますが、そういう事実があるかどうか。それからまた一体どのくらいの金額の補助金を出されたか、お聞きしたい。

○石橋國務大臣 政府からさような金を交付したということもございませんし、従ってその点に何かの条件をつけたいということもございません。

○田中(穂)委員 政府から金は全然出ていないのですか。

○石橋國務大臣 出ておりません。
○田中(穂)委員 大臣が出ていないと言え、それを信用しておきます。その次に中日貿易会というのがあって、総合的な自主統制をやっておるわけでありすが、今度は各商品別に、やはり個別的な自主統制の団体が自然にできておる。これは帆船若もさつき述べられた通りであります。私はそれを具体的に少し聞きたいと思つて、現在の自主的にできておる商品別のいろいろな統制団体の動きをわれわれずつと見ますと、何もあつて輸出組合を作る必要がないことがはつきりするわけでありすが、それを一つお聞きしたいと思つておる。

○大塚政府委員 中共の米につきましては、農林省の食糧特別会計が買付するわけでございまして、これは食糧の規定によりまして米の指定商社が扱つておるわけであります。現在商社の名前は記憶いたしません、十数社あったと思つておる。これらの業者は、大塚におきまして協調いたしまして先方の進出口会社と適正な値段で買付するように取引をいたしておるのが現状でございます。

○田中(穂)委員 中国米を輸入することについては、当初食糧庁では消極的であつたのでありますが、これはわれわれ国会の有志あるいは業界の非常に強い要望でこれが輸入されまして、天津の近くの小沽米あるいは上海近くの常熟米、こういうものが入り、しかもこれが日本人の嗜好に適するようないかにも非常に価格が低廉であつて、非常に評判がよかつたことは御承知の通りであります。こういうものが入りまして、米の世界的な相場が下落して日本が非常に有利な立場に立つたというような事情もあつたということでありまして、そうしてこれについては、今名前はおあげにならなかつたのですが、私どもの聞いておるところによりまして、第一通商とか伊藤忠とか日綿とか日商とか、十幾つの商社が中国米輸入懇話会をちゃんと組織して自主的な統制をやつておる。こういうふうなことを今後ずつとやっていきますと、米の輸入について何も日本として不利なところはなほない。高米を買わされるというんじやなく、むしろ非常に安い、いい米を買つたというわけで、過去の実績は、米の輸入について何も特別に今輸出入組合なんか

作つて、法的な規制をする必要はないということは明らかだと思つて、大塚次長どういふふうにお考えになりますか。

○大塚政府委員 現在の制度によりまして、米を買います場合に逆トーマス方式パターンでやつておりますので、米の取扱い商社が輸出を取り扱うということになっておるわけであります。その場合に、輸出品におのずからいろいろバラエティがあるわけでありまして、その場合に必ずしも米の商社が扱つておることが適當でない、たとえばほかのストレプトマイシンとか、化学薬品とかいったものになりますと、それぞれ専門の商社がおるわけであります。その場合にはその人にまかされた方が有利である、適當な売買ができるという場合もあるわけであります。今のままでいきますと、米は米の業界で集まりまして、輸出の場合をあわせ考えた場合に、必ずしも適當なる取引ができないということになりまして、輸出入組合におきましてこれを総合しまして、輸出は輸出で適當な人によつてもらう、輸入は輸入で適當な人によつてもらう、その調整を全体としてやつていくというところの方がよりよい取引ができるのではないか、かように考えておるわけでありまして。

○田中(穂)委員 塩につきましては年間六十万トンの仮契約ができておるようでありすが、この塩も非常に安い塩が入るといふので、日本の化学工業で非常に助かるのです。これは一体現在輸入はどのいふふうな形でどういふ商社がやつておりますか。

○大塚政府委員 塩につきましては現在専売公社が一手に扱つておりますので、専売公社がやはり指定商社を定めまして、現在指定商社は米の場合と同様に、ほほ業界の集まりがございまして、そこで協調いたしまして先方と取引をするというのが現状であります。

○田中(穂)委員 その中国の塩の値段は非常に安いように聞いておりますが、国際価格と比べてどういふふうになつておりますか。

○大塚政府委員 FOB値段で比較いたしますと、大体国際価格の一番安い線にあると思つて、従いましてフレイトが安いだけ現状におきましては幾らか安くなる。最近東南アジア方面の諸国も相当値段を下げて参つておりますので、たとえばタイで最近買付けておられますようなものは中米塩と大して差のない、低い値段に下げております。しかし全体といたしましては安い部類に入つております。

○田中(穂)委員 次は大豆であります。これは最近非常に問題になつたものであります、しかも中国から買つて五万トンの大豆の価格は国際価格に比べて相当割高であるといふような意見もあつたのでございまして。しかしメリット加算などをいたしますと、必ずしもそう高いものでもない、さらにまた最近値引きをしてくれるといふような様子も見えますので、決してこれはもう高くないと思つて、決してこれは中国大豆の輸入というものがほんとうに自由に行われるならば、これは私は値段はもつと下がるだらうと思つて、中国大豆の輸入について現在どういふふうな状況になつておりますか、一つお尋ねしたいと思つておる。

○大塚政府委員 前会合のときに大体申し上げたのでございまして、当初は一般の逆トーマス方式によりまして、大豆五万トンを中共から入れるといふ発表をいたしましたのでありますが、先方は逆トーマス方式に応じない、ストレートの決済でやるといふふうに参つておりますので、私も似た思つておる。輸入公表の条件に合致いたしませんので、これは現在まで受け付けておらないわけでありまして、玄関でお断わりしておるわけでありまして。しかしながらその後私どもも検討をいたしまして、これは甲類品目であり、見返り物資が、見返り輸出品ばかりでありません。見返り輸出品が当面見込みがないというところで、先方がこの問題についてどうしても固執するならば、これは一つこの際大豆についてだけはストレートの決済を認めよう。しかしながら値段がFOB四十三ポンドということもございまして、これは私も非常に高い値段であるといふふうにお考えしております。現に中共が各回へ売つております値段は、シフで三十八ポンドで売つておる例もございまして、さらに三十四ポンド、三十六ポンドという値段もちよいちよい出しておるのであります。従いましてフレイトを考えた場合には相当安くしてしまふべきであるといふ判断を私どももいたしましてはいたしておりますので、ストレートではあるが、値段を相当思い切つて下げておる。ストレートで考慮しようという考えに立ちまして、今回輸入公表を訂正いたしまして、一般のドル大豆との競争の關係におきましてこれが相当安ければ中共大豆を買ひますが、中共大豆は値段が下らなければはかの大豆が入つても差

○田中(穂)委員 大豆は最近非常に問題になつたものであります、しかも中国から買つて五万トンの大豆の価格は国際価格に比べて相当割高であるといふような意見もあつたのでございまして。しかしメリット加算などをいたしますと、必ずしもそう高いものでもない、さらにまた最近値引きをしてくれるといふような様子も見えますので、決してこれはもう高くないと思つて、決してこれは中国大豆の輸入というものがほんとうに自由に行われるならば、これは私は値段はもつと下がるだらうと思つて、中国大豆の輸入について現在どういふふうな状況になつておりますか、一つお尋ねしたいと思つておる。

○大塚政府委員 前会合のときに大体申し上げたのでございまして、当初は一般の逆トーマス方式によりまして、大豆五万トンを中共から入れるといふ発表をいたしましたのでありますが、先方は逆トーマス方式に応じない、ストレートの決済でやるといふふうに参つておりますので、私も似た思つておる。輸入公表の条件に合致いたしませんので、これは現在まで受け付けておらないわけでありまして、玄関でお断わりしておるわけでありまして。しかしながらその後私どもも検討をいたしまして、これは甲類品目であり、見返り物資が、見返り輸出品ばかりでありません。見返り輸出品が当面見込みがないというところで、先方がこの問題についてどうしても固執するならば、これは一つこの際大豆についてだけはストレートの決済を認めよう。しかしながら値段がFOB四十三ポンドということもございまして、これは私も非常に高い値段であるといふふうにお考えしております。現に中共が各回へ売つております値段は、シフで三十八ポンドで売つておる例もございまして、さらに三十四ポンド、三十六ポンドという値段もちよいちよい出しておるのであります。従いましてフレイトを考えた場合には相当安くしてしまふべきであるといふ判断を私どももいたしましてはいたしておりますので、ストレートではあるが、値段を相当思い切つて下げておる。ストレートで考慮しようという考えに立ちまして、今回輸入公表を訂正いたしまして、一般のドル大豆との競争の關係におきましてこれが相当安ければ中共大豆を買ひますが、中共大豆は値段が下らなければはかの大豆が入つても差

○大塚政府委員 前会合のときに大体申し上げたのでございまして、当初は一般の逆トーマス方式によりまして、大豆五万トンを中共から入れるといふ発表をいたしましたのでありますが、先方は逆トーマス方式に応じない、ストレートの決済でやるといふふうに参つておりますので、私も似た思つておる。輸入公表の条件に合致いたしませんので、これは現在まで受け付けておらないわけでありまして、玄関でお断わりしておるわけでありまして。しかしながらその後私どもも検討をいたしまして、これは甲類品目であり、見返り物資が、見返り輸出品ばかりでありません。見返り輸出品が当面見込みがないというところで、先方がこの問題についてどうしても固執するならば、これは一つこの際大豆についてだけはストレートの決済を認めよう。しかしながら値段がFOB四十三ポンドということもございまして、これは私も非常に高い値段であるといふふうにお考えしております。現に中共が各回へ売つております値段は、シフで三十八ポンドで売つておる例もございまして、さらに三十四ポンド、三十六ポンドという値段もちよいちよい出しておるのであります。従いましてフレイトを考えた場合には相当安くしてしまふべきであるといふ判断を私どももいたしましてはいたしておりますので、ストレートではあるが、値段を相当思い切つて下げておる。ストレートで考慮しようという考えに立ちまして、今回輸入公表を訂正いたしまして、一般のドル大豆との競争の關係におきましてこれが相当安ければ中共大豆を買ひますが、中共大豆は値段が下らなければはかの大豆が入つても差

つかえないという、いわゆるグローバル方式と申しますか、そういう方式で輸入公表を訂正して発表いたしましたのであります。現在はそういう段階になっております。

○田中(稔)委員 この大豆、ことに中国大豆の値段の問題は、これはいろいろ特殊な諸条件のもとにおいて輸入されるのでありますから、これについては、これが高いとか安いとかいうことは、一がいにはやはり論断できないと思ひますが、今の点について私の方には異論がありませんけれども、ここでは議論はやめます。

そこで次は製鉄原料の関係であります。鉄鉱石、粘結炭あるいはマグネシア・クリンカー、こういうようなものに対する輸入の状況、それから中国産の製鉄原料の価格は国際的にどうであるか、そういうことについて一つお伺ひしたい。

○大堀政府委員 現在までのところ鉄鉱石も粘結炭も入っておらぬわけでありまして、最近先方からぼつぼつオフアームもあるようでありまして、内容につきましては値段、品質その他の点を調査いたしております。従来よりは、数年前に比べまして品質もかなりよくなつてきております。値段もだんだん乗れるようになっておるようであります。検討の価値ありと考へております。現在のところ、なお研究いたしまして、検討の上で結論を出したいと思ひます。

○田中(稔)委員 この粘結炭なんかにつきましては、もちろんメリットの問題もありませんが、今フレートが非常に高くなつておりますから、中共からの開らん炭でも入れるということは、非常

に日本の製鉄業にとつて有利であるといふことは、これは明らかであると思ひます。ことにマグネシア・クリンカーというようなものは、昨年一年間に輸入したマグネシア・クリンカーについていいますと、日本はほかの産地から買うよりも大体一億円ぐらゐは日本に有利になつたというふうなうわさも聞いておりますが、そういう点についてはどうでございますか。

○大堀政府委員 マグネシア・クリンカーを輸入しております。それで私も値段の点でどのくらい差があるか、ちよつとデータをもちあわせておりましたが、詳細に存じませんが、品質、値段も合理的なものと考へます。

○田中(稔)委員 次に、今度は輸出の方であります。硫酸の輸出は中国として幾らでも買いたいということでありまして、ただ日本の方であまり出せないというわけですね。その輸出の値段なんかも決して安いものじゃない。むしろ相当いい値段で出ておると思ひます。その点について次長の御所見を聞きたいし、どういふ商社でどういふふうな形でこれを輸出しておるか、お伺ひしたい。

○大堀政府委員 硫酸につきましては、昨年度は大体尿素系肥料を含めて九万トン近く出しておると思ひますが、値段も一般の輸出価格六十二、三ドルで、必ずしも悪い条件ではございませんが、一般の輸出に比してはほゞ妥当な値段で輸出されております。

○田中(稔)委員 そのほか各種の化学製品が出ておるようでありまして、そういうふうなものもやたらに不当な競争をして、そうして安くたたく買われたいというふうなことは私はないと思ひますが、一般的に化学薬品全体について私のそういう所見は正しいかどうか、一つお答え願ひたいと思ひます。

○大堀政府委員 その他の化学薬品等につきましては、比較的先方の要望の多いものにつきましては、いい条件で買つておるわけでございます。現在先方は雑貨等の要らないものは買わない。薬にしましては、ストロブトマイシンとかペニシリン、あるいは化学薬品にしましては、工業原料になります。緊要な品物は相当買つておるわけでありまして、これらの品物はかなり適正な値段で買つておるわけでありまして、先方があまり希望しないものということになつてくると、自然値段はたたかされる。人絹その他になりますと、相当値段は悪くなつてくる、こういうのが全体の傾向かと思ひます。

○田中(稔)委員 最後に一つ、人絹糸は相当たくさん出たわけでありまして、これは日本の方で火曜会というふうな団体を作つて、そうしてむしろ値段をつり上げた、そのために日本は輸出の機会を失つたということも聞いております。むしろ幾らかつり上げておるということになつたわけでは、妥当な国際価格で売つておれば日本の品物はむしろ大量に出た、こう考へられるのであります。そういうふうな私の聞きましたところについて一つお答え願ひたい。

○大堀政府委員 人絹糸につきましては、これはイタリヤその他競争国がございまして、必ずしも日本から昨年まで買つておらなかつたのであります。私どもは逆トーマス式の残を相当強硬にがんばつてもらひまして、人絹

糸が昨年よりよくできたわけでありまして、最近も若干あるようでありまして、値段の点はこちらがつり上げたといふよりも、かなりたつたかたかたといふふうに見るのが妥当じゃないかと考へております。

○田中(稔)委員 いろいろまだこまかく聞きたいと思ひますが、全体を通じまして日本が中国に物を売る、あるいは中国から物を買う場合に、安く売つて高く買つておるといふような事実はないと思ひます。今次長の御答弁の中には、必ずしもそうでもないといふようなお話もありましたけれども、私がいまいろいろ聞いたり調べたりしたところによりますと、そういう事実はないと思ひます。そうしてそれぞれ商別に業界の自主的な統制ができておりました。特に輸出入組合を作つて統制をしなければならぬという事情はない、こういうふうにお思ひます。

○田中(稔)委員 それでは、私も輸出輸入組合を今日の段階において作ることは反対であります。私の質問は一応これで終ることにいたします。

○田中委員 帆足君、時間もありますので、ごく簡単に緊急のことをお伺ひしたいと思ひます。それは一昨日新聞に出しておりました、今全面的に中国との貿易が決済のために途絶しておる状況であります。特にことしの塩六十万トンの輸入は、今夏場の出盛り期で急いで輸入いたさねばなりません。これも途絶したしております。これにつきましてやつと事態の真相がわかつたのであります。日本側からも、先般の交渉のときに、LCに見返り物資の約束を書きましますことは、手続が煩瑣でめ

んどくさいからやめようといふことが、多少不用意にも発言されました。中国側から参りました電報も、中国銀行がLCにそれを書いたことは重複して手続上めんどうだからといふは拒絶する。そこで個別商社に対する塩をこれだけ日本が輸入すれば、見返りのものは六月以内に必ず中国側は買いますという証書を入れるから、それをもつてパーターの条件にしておらうといふ電報が重ねて参つております。甲類物資の大豆につきましてはいろいろ困難な事情がありますが、乙類、丙類物資については見返りの品物が丙類です。大抵円滑に近い状況になつております。従ひまして乙類、丙類物資については、私は現在の取引方法で為替管理上当局が非常に御迷惑をこうむるといふことはなからうと思ひます。で、こういうことにはしたらいかがかと思ひます。今全面的に貿易がストップして、商社は非常な苦勞をしておる。それから塩のような季節的な商品もそういう小さなことのために買ひ先を切りかえるということも好ましくないのであります。いわんやパーターでかわりの輸出が可能なのでありますから、私は解決案としてはこうすること、これは相互の話合いが不十分のために起つた事件であつて、別にイデオロギーの問題でもない。それで向うとしては商社あてに別々のものを六カ月以内に買つてという証書に判を押して送つてくる、こういうわけですが、その上にもう一つ、多少第三者の保証にもなるような、銀行のLCにそのことを書き込む、それは煩瑣だからかんべんしてくれ、こういうわけですから、

こちらの方でもいろいろのことを相談したいが、それまでの間LCに書くことは従来通りしてくれないかというのを重ねて申し上げてもいいことではないかと、それがさらに困難であれば、個別商社に対して約束いたしましたことは、相互に誠意を持って実行しますというのを国際貿易協会なり議員連盟なりに、総合的に向うからも一つ電報なり書簡なりを届けてもらう、そしてさらに公けにこれを確認する。そういうことによつて見返りのものは必ず買うという商社への一札をさしに総合的に確認するという方法を協会または議員連盟でもって側面からあつせんして、政府当局の責任が遂行されるようにするというところで、この問題を解決していただきたいと思ひます。この御提案だけでは大臣は御納得できないかも知れませんが、これは新聞にも大きく出ております問題で、今全部の商品が一カ月ストップして、これは小さな技術的問題です。だからこれは大堀さんの立場から、現在まだ大豆を中心とした逆トーマス方式が全面的に実行されておられませんので、慎重な態度をとられることはわれわれも了承いたしますけれども、こういう技術的問題でこの問題をただ放置して貿易の支障になつておられますことは望ましくありませんから、一つ第二、第三の代案を出して、大臣が納得される条件でこれをしていただかなければならぬと思ひます。多少政治的な問題もありませんから、一つ通産大臣の方で良識ある解決促進方の御協力、御指導をお願いしたいと思います。

めんどろな問題で、今まで例があるようでありますから、なおよく研究しなければ、今の御提案に全面的にイエスとかノーとか申し上げられませんが、しかしできるだけ御感旨に沿うような方向にいくように努力したいと思ひます。

○帆足委員 私どもの方も与党の皆さんと相談して、イデオロギーの問題でありませぬから、超党派的に直ちに代案を審議して提出いたしますから、一つ大臣の念頭にとめておいていただきたい。少くとも今週中に解決するようにお取り計らい願ひます。この炎天で塩が非常に機熱しております。雨が降つたら塩が解けますから、よろしく願ひます。

○田中委員 此の際お語りいたしました。繊維製品品質表示法案及び輸出入取引法の一部を改正する法律案につきましても、各党申し合せの質問時間も終了し、おむね質疑も戻したようでありますので、この際両法案に対する質疑を打ち切りたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員 御異議なしと認め、これにて両案に対する質疑は終了いたしました。

○田中委員 次に、先般電源開発、特に西吉野の発電問題について、佐々木委員から大臣に対し質疑がなされたのでありますが、答弁が保留されております。この際これに対する大臣の答弁を伺うことにいたします。石橋通商産業大臣。

○石橋通商大臣 この前ここに出席しましたときに御答弁しようと思つたのですが、ちょうど佐々木委員が見えなかつたので、そのままにしておきました。お尋ねのあの問題の事情はよくわかりました。そこでは佐々木君御承知のことと思ひますが、和歌山県の方で一つの条件をつけて、それがすぐのめな関係からごたごたしておるのでありますが、しかしこの間のお話の三万キロ程度の発電をする水を、現在あの西吉野の第二発電所ですか、あそこへ流すことは、これは必ずしも和歌山県の了解を求めずともできることとあります。しかしあそこ全体の電源開発の關係上、和歌山県と無益の摩擦を起すことも好ましくありませんから、ただいま建設省にも話しまして、その調整をはかつております。私は大体今月一ぱいくらいその調整をはかつて、それでもどうしてもうまくいかなければ、もう奈良県だけの關係によつて、和歌山県との交渉のいかんにかかわらず、とにかく第二発電所には水が入るようにはしたい、かように考へて今建設省とも申し合せしておる次第であります。

○前田(正)委員 ちょっと関連して。これは私の選挙区ですから質問したいと思ひますが、今の御答弁のようでありますけれども、これで一つ問題があるわけですね。それは奈良県から和歌山県に話をいたしましたなるべく和歌山県の方で話をまとめてもらいたいと思つておられますけれども、しかしそれはただまとめるといってもまとまらない。実際の問題は何かという、熊野川の開発問題があると思ひます。だから私は骨折つて熊野川開発問題をこの際電源開発審議会の審議に入れて、準備地点になつておりますのを着工地点にしたらどうか、着工地点になれば、この電源開発からそれに対してしまして熊野川の水利権の申請をする、そうすると三県はそれに対して条件をつける、その条件に補償の同時解決とか道路の問題とか、四つくらいの問題をあわせて解決することにして、この分水の問題は熊野川の方の開発の問題の補償の方に持つていくように、一つそういうふううに奈良県を指導し、それから和歌山県にも了解してもらつて、熊野川のとどこかという話を進めておつたんです。ところがこの間から聞いておりますが、それには話がかからないから着工地点にはしない、こういうことで政府はやめたらしいのですが、われわれは非常に残念に思つております。話がかからないということじゃなしに、準備地点を着工地点にするということは、この調査費も出ておるし、すでに補償の話も出ておりますから、この着工地点にするとは別に話がかなくてもいいのではないかと、着工地点にされて、そして電源開発の方が権利を三県に申請をして、これに対する三県の話し合いとして、奈良県が中へ入つて、和歌山県としてはこの分水の条件を熊野川の方に譲つていったらどうか、こういうふううに話し合いを持つていこうとしておるのですが、着工地点にしなければ、分水の条件を熊野川の方に譲る条件にするのだと和歌山県は言ふけれども、政府がそういう着工を認めないものを、そういうたよりないものに譲るわけにはいかないと話になつております。現在の西吉野の発電

○石橋通商大臣 技術的にはなかなか

○石橋通商大臣 この前ここに出席しましたときに御答弁しようと思つたの

した補償の問題ですから、これは熊野川の補償の方にはなければ、西吉野の発電では、その道路費を電源開発が負担するという予算の出どころがないから、通産省では反対しております。そこでやはり熊野川の方の発電ならばこれからやるわけです。しかもこれは調査費その他の金を組んでおられるのですから、来年度から着工地点については着工するから来年から工事の促進に努力するわけで、しかもこの道路は毎年公共事業費でもって道路局が進めておられるわけです。それを促進するように来年から熊野川の方をやるということにしない限りは、幾ら大臣にお骨折りを願っても、西吉野の発電所の開発の費用でもって出すということはむずかしいと思います。やはりこれは熊野川の問題になると思います。この熊野川の方が資金の関係で着工地点にできないというお話であります。そんなことはありません。今までの例を見ても、そういう資金がつかなくとも着工地点になったのがほとんどです。工事費がついてから着工地点になったというのは今までないことですから、一つ大臣政治力を発揮されて、こういうことで問題になつてくると困るから、しかもこれは調査費もついて、その調査費の一部は、この間の十二日の話を聞きますと、補償の費用として払ってもよい、いわゆる工事費の一部に該当してもよいというくらいの話合いを審議会でされておられるものでありますから、そこまですておられるものを着工地点にするということは、今までの例からいって一つもむずかしくない。大蔵省が何と言つてもむずかしくないのですから、大臣は政治力を発揮され

て、この着工地点に関しては和歌山県の安心がいくように、この補償の問題が解決できるように御尽力願いたいと思います。

○石橋國務大臣 これは経審も関係しておりますので、そういう前田君の言われるような処置がとれるかどれないかわかりませんが、なお一つ研究いたします。

○佐々木(長)委員 この問題は、総合開発計画を立案する機関はあるけれども、実際に施行する機関がない、それが非常にまずいとおられる例で、従つてまずいとおられるこの例の始末をどうするかというところで御質問したわけでありました。午後には総合開発に関する小委員会があるそうでありますから、質問はその方に移していただいた方がよいと思います。時間もこういう状態であるので、ここでは省略いたしたいと思ひます。

ただ大臣の御答弁によりまして、八月一ぱいまで調整の時をかけてみて、できなければ云々というお話がありましたが、この発電所が六月中旬にでき上ることは三年前からわかっておった話で、そうしてでき上つてから水がたれ流しになつておられることもわかつておるので、その話が出てから二カ

月もたつてもほつておくということ、これは国家の経済上これ以上の不経済なこととはないと存じます。この二カ月間ほつておけば、これは今水がかれておりましようが、少くとも毎日四、五万キロワット・アワー分ずつちやんと水が流れておるのでありますから、二、三百万キロワット・アワーというものがほんとうに水のまま流れてしまふ金にして七、八百万円が流れてしまふ

と思ひます。従つてこの問題は、そういうふうなことを言わずに早急に御処置のほどをお願いいたします。

なお、この問題と密接不可分の関係にあります本論は、今前田さんからお話しがありました。前田さんの着工地点の前に今度は猿谷のダムの完成期をめぐる、第一発電所と第二発電所と二つ合わせて能力を発揮するかしないかという問題、それから今度は下流の農林省の開田計画は、すでに九千町歩のうち一千町歩の開田の仕事を済ませて、水の来るのだけをお待ちしております。発電所ができて、水が通らな

いたために、非常に不経済な状態にあるのと同じように、下流の開田計画は水路を作つて待つておられるのかかわらず水がこないという状態になつておりますので、一つ慎重に考慮の上早急に御措置をお願いしたいと思います。この問題については午後高橋経審長官もおいでになるのでありますから、立ち会いで一つお話しを進めてもらいたいと思ひます。午後の小委員会に移したいと思ひます。

○田中委員長 本日の会議はこの程度にとどめます。次会は明十四日午前十時より開会いたすこととし、本日はこれをもって散会いたします。

午後一時一分散会